



2026年2月10日

各 位

会 社 名 株式会社 朝日ラバー
代表者の役職名 代表取締役社長 渡邊 陽一郎
(東証スタンダード市場 コード番号 5162)
問い合わせ先 執行役員管理本部長 久保田 敬之
T E L 048-650-6051

株式付与 ESOP 信託制度の導入に伴う自己株式処分に関するお知らせ

当社は、2026年2月10日開催の取締役会において、株式付与 ESOP 信託制度の導入に伴う自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」という。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 処分要領

(1) 処分期日	2026年2月25日
(2) 処分株式の種類及び数	普通株式 96,600 株
(3) 処分価額	1株につき 715 円
(4) 処分総額	69,069,000 円
(5) 処分予定先	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (株式付与 ESOP 信託口)
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法施行令第2条の12 第1号に定める募集又は売出しの届出を要しない有価証券の募集に該当し、かつ、発行価額の総額が1億円未満であるため、有価証券届出書、有価証券通知書及び臨時報告書の提出は行いません。

2. 処分の目的及び理由

当社は、当社の成長を支える従業員の経営参画意識を醸成させ、中長期的な業績向上や株価上昇に対する意欲や士気の高揚、当社の企業価値向上を図ることを目的として、2026年2月10日開催の取締役会で株式付与 ESOP 信託制度（以下、「本制度」という。）導入の決議をしております。

本自己株式処分は、本制度の導入に伴い、当社が三菱UFJ信託銀行株式会社との間で締結する株式付与 ESOP 信託契約の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与 ESOP 信託口）に対し、自己株式の処分を行うものであります。

処分株式数につきましては、株式交付規程に基づき信託期間中に対象従業員に交付を行うと見込まれる株式数であり、その希薄化の規模は発行済株式総数に対し 2.09%（2025年9月30日現在の総議決権個数 45,901 個に対する割合 2.10%。いずれも小数点第3位を四捨五入。）となります。

なお、2025年11月12日付「自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の取得結果及び自己株式の取得終了に関するお知らせ」のとおり、当社は同時付で75,200株の自己株式を取得しており、単元未満株式の買い取りを含む2026年2月9日現在の自己株式は100,377株となります。また、当該自己株式には既存の役員報酬BIP信託が保有する当社株式は含んでおりません。

本自己株式処分により割当てられた当社株式は株式交付規程に従い対象従業員に交付が行われるものであり、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは想定されていないことから、株式市場への影響は軽微であり、処分株式数及び希薄化の規模は合理的であると判断しております。

なお、本制度の概要については、2026年2月10日付で公表いたしました「株式付与ESOP信託制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

【株式付与ESOP信託契約の内容】

信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託の目的	対象従業員に対するインセンティブの付与
委託者	当社
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 (共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
受益者	対象従業員のうち受益者要件を充足する者
信託管理人	当社と利害関係のない第三者を選定
信託契約日	2026年2月19日
信託の期間	2026年2月19日～2029年11月30日（予定）
制度開始日	2026年2月19日
議決権行使	受託者は、受益者候補の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権行使します。

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的な内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため本自己株式処分に係る取締役会決議日の前営業日（2026年2月9日）の当社株式の終値である715円としております。取締役会決議日の前営業日の当社株式の終値を採用することにいたしましたのは、取締役会決議直前の市場価値であり、算定根拠として客觀性が高く合理的であると判断したためです。

なお、上記処分価額につきましては、当社の監査等委員会が、処分価額の算定根拠は合理的なものであり、特に有利な処分価額には該当せず適法である旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続

本件の株式の希薄化率は25%未満であり、支配株主の異動もないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。